

「店頭外国為替証拠金取引約款」新旧対照表

平成27年12月28日  
(下線部分変更)

新	旧
<p>第14条（決済方法）</p> <p>1. （省略）</p> <p>2.本取引の決済により確定する損益が現金化される日<u>（以下、「受渡日」といいます）</u>は別途定めるものとします。</p>	<p>第14条（決済方法）</p> <p>1. （省略）</p> <p>2.本取引の決済により確定する損益が現金化される日は決済取引の約定日より翌々営業日（以下、「受渡日」といいます）となります。</p>
<p>第21条（追加証拠金）</p> <p>1.当社は、毎営業日(<u>営業日については別途定めるものとします。</u>以下同じ)建玉を保有しているお客様に対しニューヨーククローズ時点の口座状況の確認を実施し、同時点における時価評価総額が当社が別途定める基準を下回った場合、お客様は当該基準を上回る額まで追加証拠金の預託をするものとします。</p> <p>2.～5. （省略）</p>	<p>第21条（追加証拠金）</p> <p>1.当社は、毎営業日(<u>祝日は除く、</u>以下同じ)建玉を保有しているお客様に対しニューヨーククローズ時点の口座状況の確認を実施し、同時点における時価評価総額が当社が別途定める基準を下回った場合、お客様は当該基準を上回る額まで追加証拠金の預託をするものとします。</p> <p>2.～5. （省略）</p>
平成28年1月18日	平成26年1月15日